

だい きよいちちょうしょう しゃけいかく しょう ふくしけいかく
第6期余市町障がい者計画・障がい福祉計画
およ
及び

だい きよいちちょうしょう じ ふくしけいかく
第2期余市町障がい児福祉計画

ばん
ダイジェスト版

けいかくきかん れいわ ねんど
計画期間 令和3～5年度

ほっかいどう よいちちょう
北海道・余市町

はじめに

余市町は、障がいのある人もない人も差別することなく、互いに地域社会の一員として生活し活動する「ノーマライゼーション」を基本理念に「第5期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」に基づき、施策を実施してまいりました。

この間、平成30年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）、ならびに「児童福祉法」の一部改正がなされ、障がい福祉の法整備も進んできております。

また、「第5期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、余市町といたしましても、「すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け“健やかで潤いと安らぎのあるまち”を目指して」を念頭に、障がいのある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、「地域共生社会」、「障がい児支援」、「就労定着に向けた支援」などの障がい福祉施策の実現を目指した、令和3年度から3年間の「第6期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期余市町障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたりましては、「余市町障がい者計画等懇談会」委員の皆さま、アンケート調査等にご協力をいただきました関係団体の皆さま、そして貴重なご意見をいただきました町民の皆さまに心から厚くお礼を申し上げます。

計画の実施につきましては、各関係機関・団体・事業者様などと連携し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも更なるご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

このダイジェスト版は、計画の概要を広く皆様にお知らせするために内容を要約して作成したものです。

○ 計画の位置づけ

余市町障がい者計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として、今後進めていく障がい者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画です。

余市町障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」として、障がい者計画の中の実施計画的な位置づけのものとして、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保のため、具体的な数値目標を定めるものです。

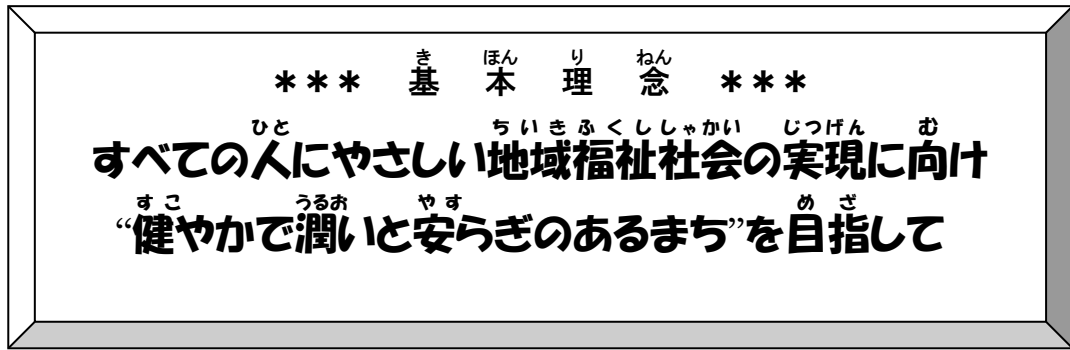
余市町障がい児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障がいのある子どもを対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込み量等を定めるものです。

○ 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

H27	H28	H29	H30	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
第4次余市町総合計画(H24年度～R3年度)							第5次余市町総合計画	
第4期 余市町障がい者計画 (H27年度～H29年度)			第5期 余市町障がい者計画 (H30年度～R2(H32)年度)			第6期 余市町障がい者計画 (R3年度～R5年度)		
第4期 余市町障がい福祉計画 (H27年度～H29年度)			第5期 余市町障がい福祉計画 (H30年度～R2(H32)年度)			第6期 余市町障がい福祉計画 (R3年度～R5年度)		
			第1期 余市町障がい児福祉計画 (H30年度～R2(H32)年度)			第2期 余市町障がい児福祉計画 (R3年度～R5年度)		

○ 計画の基本理念



余市町は、障がいのある人もない人も差別することなく、それぞれが地域社会の一員として生活し、活動するという「ノーマライゼーション」の理念のもと、ともに支え合う温かい社会環境の充実と、町民の一人ひとりが福祉の担い手であることを基本とした自主的な活動への支援に努めることを基本としています。

さらに、障がいのある人が、主体的に社会参加ができるよう、在宅の福祉・介護サービスの推進や地域での生活環境の改善対策などに努め、第1期の余市町障がい者計画から掲げてきた『すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け“健やかで潤いと安らぎのあるまち”を目指して』という基本理念を本計画においても踏襲します。

○ 基本施策

I 理解と交流の促進

障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して自立した日常生活および社会生活を送るためには、障がいのある人とない人が交流を深め、互いに理解することが大切です。障がいのある人の社会参加が進む一方、障がいのある人に対する理解が十分とは言えない状況となっており、特に、精神障がい、知的障がい、発達障がい等については障がいの特性や必要な配慮に関する理解は進んでいないのが現状です。

障がいのある人に対する誤解や偏見を取り除き、障がいを理由とする差別の解消について地域の関心と理解を深めるとともに、正しい知識の普及・啓発を引き続き行っていく必要があります。さらに、福祉のまちづくりを推進するためには、年齢にかかわらず、意識啓発や交流事業を含む“福祉教育”が大切です。また、障がいのある人の社会

参加やスポーツ活動への参加の機会を広げるうえで、ボランティアや障がい者団体の役割は重要です。

地域住民が身近なところで気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを行い、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、企業、地域住民等が障がい者団体と連携・協力しながら、地域社会全体で障がいのある人を支援する活動を促進していくことが必要です。

II 生活環境の整備

障がいのある人のみならず、行動上の制限を受ける人々が、安全に安心して生活し、社会参加できるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、建物や道路（歩道）、鉄道およびバス等の公共交通機関、その他公共施設がすべての人に利用しやすい施設となるための整備、改善を推進していく必要があります。また、ハード面だけでなく、障がいのある人が安心して外出できるよう、障がい者用駐車場の利用、歩道の放置自転車など地域住民一人ひとりが協力できることについて啓発していくことも必要です。

さらに、障がいのある人とその家族が日常生活における不便さを感じることなく、安心して暮らしていくためには、住環境の整備が必要です。住宅改修に関する相談や制度について周知を図り、利用を促進するとともに、経済的理由など住宅改修が困難な場合に対応できるよう、障がいのある人に対応した公営住宅の確保や優先入居について関係機関等と連携を取りながら対策を図ることも必要です。

また、災害等の緊急時の避難については、多くの障がいのある人が不安を抱えています。緊急時の対応で最も重要となってくるのが、日常におけるコミュニケーションです。平常時から地域や関係機関等と情報を共有し、地域における防災ネットワークの組織づくりに加え、近隣の世帯の状況を把握し、日頃からの付き合いを深めることが重要です。

Ⅲ 福祉・保健・医療サービスの充実

住み慣れた居宅において、その家族とともに安心して生活を営んでいくためには、障がいの種類、生活状況に応じた在宅福祉サービスの充実とともに、住み慣れた地域の中で暮らしていくことのできる施設サービス等の充実も必要です。また、必要なときに必要とするサービスを選択し利用できるよう、情報の提供や適切な相談が受けられる体制の整備が必要です。また、施設やグループホームを利用していた障がいのある人で自立を希望する方に対して、定期的な訪問を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う支援を行います。

さらに、近年は社会構造の変化にともない、ストレス等を原因とした心の病が問題になるなど、疾病が多様化、複雑化しています。できるだけ早期に対応することにより、症状の軽減が期待できることから、予防施策や早期治療に関する取り組みが重要です。障がいのある人の地域での自立した生活を支えていくためには、様々な障がい特性に応じたりハビリテーションを地域の福祉、保健、医療等の専門機関の連携のもと、継続して提供していく必要があり、適切な医療を受けることで、障がいの重度化や重複化を防ぐことが期待されます。また、医療費等の助成に関する情報の周知に努めます。

Ⅳ 保育・教育の充実

障がいのある子どもがその持てる能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育を行っていくとともに、行政の保健・福祉・教育部門、学校、医療機関等が連携し、障がいの発見から一貫した支援が行える体制づくりが必要です。

乳幼児期、学齢期においては、保護者が子どもの幼稚園や学校等の就園・就学について思い悩むことは少なくありません。保育・教育における悩みや進路、将来に関する不安について、必要なときに適切な相談が受けられる体制づくりの充実が必要です。また、障がいのある児童・生徒の持っている能力や可能性を引き出し、将来自立した生活が送れるよう、一人ひとりの特性・発達段階に応じた療育・保育・教育等のトータルな支援が必要です。さらには、指導等にあたる職員の確保と専門研修の実施等も重要です。

そして、「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がお互いに理解し交流を深めることができる教育の充実も求められます。

さらに、障がいのある人が生涯を通じて自立した生活を営むためには、芸術や文化、スポーツ活動など社会参加の機会を持つことは大変重要です。障がいのある人の生活の質の向上や自分らしい暮らしを営むことに繋がるとともに、活動を通じて地域のひととの交流や障がいのある人に対する理解の促進にもつながります。そのためには、各ライフサイクルに応じた生涯学習の機会と提供体制の充実が必要です。

V 就労・雇用の促進

地域での自立生活を営むうえで、社会の中で役割や職業をもち、経済的に自立することの意義は極めて大きいものがあります。「障害者総合支援法」においても、障がいのある人の自立した生活を促進することを目的に、就労・雇用の促進を重点項目のひとつとして掲げています。

職場への定着を含めて障がいのある人の一般就労を促進するためには、雇用する側の企業や職場での理解と協力が不可欠です。教育機関、ハローワーク、企業、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関が連携を図りながら、障がい者雇用の理解促進を図り、就労機会の拡大や受け入れ態勢を整えていくとともに、障がいの特性に応じた職業能力の開発や職場適応のための訓練など一貫して行える就労支援体制の充実が必要です。

また、一般企業等で働くことが困難な人に対し、日常生活および福祉的就労の場を確保し、福祉分野と雇用分野が協力していく必要があります。

○ 基本的な考え方(目指す方向)

平成25年4月、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者サービスの充実、障がいのある人の日常生活および社会生活を総合的に支援することを目的とし、「障害者総合支援法」が施行されました。利用者自らがサービスを選択するという意識が高まり、福祉施設においても、地域生活への移行を希望する施設入所者に対する支援に向けた取り組みがさらに進められてきております。これらのほか、地域における生活の維持および継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取り組み、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実に取り組みながら、障がいのある人自身の高齢化や重度化にも目を向け、引き続き『希望するすべての障がい者が安心して地域で

暮らせる社会づくり』を目指し、障がいのある人のニーズを踏まえた暮らしの実現や、意欲や能力（適性）に応じた活動が保障される社会づくりを推進するため、地域生活への移行や就労支援の充実、相談支援の連携強化、ならびに障がい福祉サービス等の提供体制を計画的に確保していくものであります。

○ 計画推進に向けて

(1) 地域生活支援体制の構築

障がいのある人が地域で暮らすことのできる「自立と共生の地域社会づくり」のため、地域の実情に応じた地域生活支援体制の構築を図り、障がいの有無にかかわらず、ともに支え合う地域づくりを進めます。

(2) 障がい者の地域生活への移行を促進

これまで入所施設サービスや入院への依存度が高い傾向にある中、障がいのある人が地域で暮らせる社会の実現のため、施設入所者の意向を把握し、関係機関等と連携しながら、退所を希望する方々の地域生活への移行促進を図るほか、広域的・専門的な相談支援の充実や、グループホーム等の充実など居住支援（住まい）を基本とする基盤整備を進めるとともに、入所施設従事者が地域生活支援の担い手となるなど、入所支援から地域生活支援への転換を促進します。

また、入院中の精神障がいのある人に対し退院支援等を行うことにより地域生活への移行の促進を図ります。

(3) 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにする情報保障の確保を図ります。

また、手話が独自の体系をもつ言語であることについて、認識を広めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

(4) 障がい児支援の充実

発達^{はったつ}の遅れ^{おく}や偏り^{かたよ}、障がい^{しょうがい}のある子ども^{こども}に対する相談支援^{そうだんしえん}、通所支援^{つうしよしえん}、入所支援^{にゅうしよしえんとう}等のサービス提供体制^{ていきょうたいせい}の整備^{せいび}や重層的な地域支援体制^{じゅうそうてき}の構築^{ちいきしえんたいせい}、地域社会^{こうちく}への参加^{ちいきしゃかい}・包容^{さんか}を推進^{すいしん}し、子ども^こと家族^{かぞく}へのより一層^{いっそう}の支援体制^{しえんたいせい}の充実^{じゅうじつ}を図ります。

(5) 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援

発達障がい^{はったつしょうがい}のある人^{ひと}やその家族^{かぞく}への支援^{しえん}が推進^{すいしん}されるよう、また、重症心身障がい^{じゅうしやうしんしんしょうがい}や医療的ケア^{いりょうてき}の必要な在宅^{ひつよう}の障がい^{しょうがい}のある人等^{ひととう}が、身近な地域^{みぢか}において必要な支援^{ちいき}が得られるよう、関係機関^{かんけいきかん}が連携^{れんけい}を図り、地域^{ちいき}の支援体制^{しえんたいせい}の充実^{じゅうじつ}を図ります。

(6) 就労支援施策の充実・強化

障がい^{しょうがい}があっても、いきいきと働く^{はたら}ことができるよう、社会全体^{しゃかいぜんたい}で応援^{おうえん}する体制^{たいせい}づくりを進め^{すす}、就労機会^{しゅうろうきかい}の拡大^{かくだい}や定着支援^{ていちゃくしえん}、さらに工賃水準^{こうちんすいじゅん}の向上^{こうじょう}に向けた取り組み^{むく}を推進^{すいしん}します。

障がい^{しょうがい}のある人^{ひと}が地域^{ちいき}において自立^{じりつ}した生活^{せいかつ}を送る^{おく}ためには、それぞれの意欲^{いよく}や能力^{のうりよく}に応じて働く^おことができるよう支援^{はたら}する体制^{しえん}づくりはもとより、企業^{きぎょう}をはじめとした社会全体^{しゃかいぜんたい}で就労支援^{しゅうろうしえん}に対する理解^{たい}を深める^{りかい}ことが重要^{ふか}です。福祉施設^{じゅうよう}における就労支援^{ふくししせつ}について、就労移行支援事業^{しゅうろういこうしえんじぎょう}を中心^{ちゅうしん}に組みの強化^{とく}を図るとともに、地域^{きょうか}における福祉^{ふくし}・労働^{ろうどう}・教育^{きょういく}等の関係機関^{かんけいきかん}が一体^{いったい}となった支援体制^{しえんたいせい}の下^{もと}、様々な分野^{さまざま}において、就労機会^{しゅうろうきかい}の充実^{じゅうじつ}、企業等^{きぎょうとう}との連携^{れんけい}・協働^{きょうどう}による取り組み^{とく}の推進^{すいしん}を図ります。

(7) ライフサイクルに応じた支援の充実

乳幼児期^{にゅうようじ}や学齢期^{がくれいき}、就労期^{しゅうろうき}、老齢期^{ろうれいき}といったライフサイクル^{らいうさいく}を通じた一貫^{つう}した支援^{いっかん}ができるよう関係機関^{かんけいきかん}等の連携^{れんけい}による取り組み^{とく}や在宅^{ざいたく}で生活^{せいかつ}する障がい^{しょうがい}のある人^{ひと}の高齢^{こうれい}化^かや重度化^{じゅうどか}さらには生活^{せいかつ}を支えていた親^{おや}が亡くなった^な後^{あと}でも、地域^{ちいき}での生活^{せいかつ}が継続^{けいぞく}できる体制整備^{たいせいせいび}を図ります。

(8) 相談支援体制の整備

障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適時・適切な利用を支援する計画相談支援等の利用者の増加に向けた更なる体制の構築が不可欠です。

このため、町は、障がいのある人やその家族等に対する相談支援事業の実施主体として、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置し、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を進めてきました。

また、こうした相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、地域の協議会（北後志地域自立支援協議会）による運営活性化のための方策等の検討を進めます。

(9) 障がい者虐待防止、権利擁護の対策

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）に基づき、障害者虐待防止センターや関係機関との連携により、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見、対応のための支援体制の強化を図ります。

また、「障害者差別解消法」にも則して、虐待や差別等の解消に取り組むなど、権利擁護の一層の推進を図ります。

(10) 共生型事業の展開

相談支援体制の構築やサービス基盤の整備などの取り組みの推進にあたって、身近な地域で障がいのある人もない人もともに支えあいながら暮らすことができる地域づくりを広げるため、他の福祉施策と連携し、共生型地域福祉拠点の取り組みを進めます。

(11) 制度の普及啓発

「障害者総合支援法」の目的である「障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会」を実現するためには、地域住民の理解および協力を得ることが不可欠であり、計画の策定を通じて「障害者総合支援法」の趣旨の普及啓発を図ります。

(12) 安全確保に備えた地域づくりの推進

障がいのある人が地域で安心して生活するため、平常時から地域や関係機関等と情報を共有しながら、災害や感染症発生時による生活環境の変化等に対応し、必要な時に適切な支援が受けられる地域体制を構築するとともに、日常的に障がいのある方々の安全確保を推進し、その障がい特性に配慮した支援が行えるよう、地域住民などの共生による支援体制づくりを進めます。

(13) 計画の達成状況の点検および評価

「障害者総合支援法」において、障がい福祉計画を見直すことが規定されていることを受け、この計画においては、PDCAサイクルを活用して、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況等について点検・評価を行い、必要がある場合は計画の見直し等の措置を講ずることとします。

また、障がい児福祉計画においても同様と致します。

※ 具体的な数値目標については、町内各公共施設に備え付けております計画書、または、ホームページの計画（全文）に掲載されておりますのでご覧ください。

第6期

余市町障がい者計画・障がい福祉計画

及び第2回余市町障がい児福祉計画

ダイジェスト版

発行 余市町
北海道余市郡余市町朝日町26番地
Tel 0135-21-2120
企画・編集 民生部 福祉課